

7 悪臭

悪臭の概況

「悪臭」とはいやなにおい、不快なにおいの総称であり、人間の嗅覚に直接訴える感覚的な公害であるため、住民の快適な生活環境を損なうことが問題となる性質をもっています。

市では、悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づき、規制地域及び規制基準を定めています。規制基準値は次のとおりです（令和3年4月1日秦野市告示32号）。

農業振興地域を除く全ての工場・事業所は1号規制（敷地境界線）、2号規制（気体排出口）及び3号規制（排水）の臭気指数を遵守する必要があります。

区分	規制基準	
敷地境界線 （1号規制）	1種地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域	臭気指数 10
	2種地域 （規制地域のうち1種地域を除く地域をいう）	臭気指数 15
気体排出口 （2号規制）	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度または臭気指数とする。 ※気体排出口の規制基準値は、排出口の高さ（15m）により算出方法が異なる。 「15m以上の施設」は、規則6条の2第1項第1号で算出（臭気排出強度） 「15m未満の施設」は、規則6条の2第1項第2号で算出（臭気指数）	—
排水 （3号規制）	1種地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域	臭気指数 26
	2種地域 （規制地域のうち1種地域を除く地域をいう）	臭気指数 31